

旧県立八重山病院跡地を医療機関への提供（売買あるいは賃貸） を求める意見書

令和4年10月12日の沖縄県議会において、病院事業局の局長が「旧八重山病院跡地は現在、八重山病院から職員住宅用地として利活用の要望が上がっている。事業局として職員住宅の必要戸数や面積等について検討していきたい」と跡地を職員住宅にしたという方向性を示しました。

八重山病院の職員住宅は40戸あるものの、当初より100人増加し住居不足が課題というが、職員住宅は民間施設を借り上げることもできるし八重山病院隣接地に県有地もあることを考えれば、必ずしも旧八重山病院跡地である必要はないと思います。

大規模な医療施設は、借り上げも厳しく適正な場所を見つけるのは非常に困難なことである事を考えれば医療機関にこそ必要な場所だと考えます。

当跡地に医療機関があれば、当市市街地にバランスよく医療機関が配置できることや路線バス運行地域であることから石垣市北部西部地域住民はもとより、周辺離島住民のバスを利用した通院も可能となることで多くの市民の利便性の向上が期待できます。

「八重山の医療を守る郡民の会」も旧八重山病院跡地は、医療施設建設地として適地であるとしており、当市議会も令和元年9月17日に「旧県立八重山病院跡地に医療機関開設を求める意見書」を可決要請しております。

よって当市議会は旧県立八重山病院の跡地には医療機関の配置がバランスとして最善策であるとし1日も早い実現が叶うよう関係当局の理解と、取り組みを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月17日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事

(要請) 沖縄県議会議長、地元出身県議会議員